

『信州大学教育学部研究論集』編集内規

(平成21年2月4日教授会決定)

(目的)

第1条 信州大学教育学部（以下「本学部」という。）における研究・教育活動を促進し、その成果を公表するため、研究誌を発行する。

(名称)

第2条 本学部が編集・発行する研究誌の名称を『信州大学教育学部研究論集』（欧文名：Shinshu University Journal of Educational Research and Practice）（以下「本誌」という。）とする。

(編集委員会)

第3条 本学部研究委員会に、本誌の編集及び発行の実務を行うことを目的として、編集委員会を置く。

2 編集委員会は、本学部研究委員会に所属する委員をもって組織する。

3 編集委員会に、編集委員長及び副編集委員長を置く。

(原稿の種別)

第4条 本誌に掲載される原稿の種別を、以下のとおりとする：

- 一 学術論文
- 二 研究報告／実践研究／総説等

(投稿資格)

第5条 本誌に投稿できる者は、本学部の専任教員、特任教員、客員教員、名誉教授、信州大学大学院教育学研究科（以下「本研究科」という。）修了生、本研究科大学院生及びその他編集委員会が認めた者とする。

(責任著者)

第6条 第5条において定められた投稿有資格者は論文投稿に際して「責任著者」を1名置くものとする。責任著者は投稿からその掲載に至る過程において、編集委員会からの種々の連絡等に対応し、また本誌発行・公開後に生じうる種々の責任を請け負う義務を有する。なお、責任著者は必ずしもその原稿の第一著者である必要はない。

(校閲及び査読)

第7条 本誌に掲載される論文等の水準を維持するために、投稿された原稿のうち「学術論文」については査読を行う。また、「研究報告／実践研究／総説等」を含むすべての原稿は、編集委員会が校閲を行い、場合によって編集委員以外の者の意見を聴くことがある。査読の手順・方法は別に定める。

(掲載の可否)

第8条 編集委員会は査読・校閲結果に基づき、原稿の掲載の可否を決定する。掲載の決定に際し、編集委員会は原稿の内容について責任著者に修正を求めることがある。その際責任著者は、編集委員会の定める日時までに修正等に応じる義務を有する。この定める日時までに応じることができなかつた場合は投稿を辞退したものと判断する。

(原稿の返却)

第9条 投稿された原稿は原則として返却しない。

(本誌の発行及び公開)

第10条 本誌はオンラインジャーナルとして年度内に1回発行することを原則とし、本学部専用サイト及び信州大学機関リポジトリからインターネットを通じて公開される。その時期は3月とする。別刷を希望する責任著者に対しては、原稿提出時に部数を申し出ることにより実費で受け付ける。

(本誌発行・公開後の論文修正及び取り下げ等について)

第11条 本誌が発行・公開された後に責任著者等より掲載論文等の修正及び取り下げ等の申請があった場合は、その可否や程度等に関して編集委員会において検討する。

(著作権と利用許諾)

第12条 本誌に掲載される論文等の著作権は、原則として執筆者に帰属する。

執筆者は、本誌に掲載する著作物について、サーバーにアップロード（送信可能化）し自動公衆送信すること及びパソコンのハードディスク又はその他の媒体に保存の目的で複製することを許諾するものとする。

(引用と利用)

第13条 他人の著作物を引用し利用する場合、責任著者は投稿した原稿の該当する研究領域における原稿作成要領等の通則又は慣行に従うものとする。また、原稿に掲載又は原稿からリンクされる写真・静止画・動画等の利用における肖像権や個人情報等の取り扱いについて、責任著者は十分に留意し、必要となる許諾を投稿前に得ておくこと。引用と利用に関して費用負担又は紛争問題が生じた場合は責任著者の責任において処理するものとする。

(執筆に関する研究不正行為の禁止)

第14条 本誌においては、捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ等の研究不正行為の一切を禁止する。掲載された論文等に不正行為があると編集委員会が判断した場合、該当の論文等を本誌から取り下げる措置を行う。

附 則

- 1 この規程は平成21年2月4日より施行し、第1号より適用する。
- 2 信州大学教育学部紀要投稿規程は廃止する。

附 則

この内規は平成22年7月7日より施行する。ただし、第8条による原稿提出期限は、第4号においては平成22年9月30日とする。

附 則

この内規は平成23年2月2日より施行する。

附 則

この内規は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この内規は平成26年1月9日から施行する。

附 則

この内規は平成27年2月5日から施行する。

附 則

この内規は平成28年3月5日から施行する

附 則

この内規は平成31年4月1日から施行する。